

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 4月 6日
照会部署名 郡山年金事務所厚年適用調査課
照会担当者 (一般) 日下部 春花
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 確認済

(案件)

(受付番号) No. 2010-491	報酬の範囲について
------------------------	-----------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

以下の事例の場合、「帰宅交通費」は、報酬に含まれるかご教示願います。
「帰宅交通費」は、単身赴任者が自宅へ帰宅する際にかかった実費を支給するものであり、
月2回までが限度となっているとのこと。また、あくまでも実費のため、帰宅経路が違えば、
支給額もその都度変わる。(高速道路使用か、公共交通機関使用か等)
なお、該当者(単身赴任者)のうち、毎月8割に支給があるとのこと。
<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>
健康保険法第三条五項、厚生年金保険法第三条

(回答)

当該帰宅交通費が給与規則、労働協約、労働契約等によってあらかじめ明確に定められていれば、事業主は被保険者に対し支払い義務が発生し、被保険者には権利として保障されることから、単なる任意的、恩恵的なものとは解されないため、当該帰宅交通費は報酬に含むことが妥当である。

回答日 平成22年 5月 7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 山上
(軽微なものについてはグループ長)